

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

### 告示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 四九二

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 四九二

○土地改良法により換地を定めない土地として指定した件 四九三

○道路の区域を変更する件 四九三

○道路の供用を開始する件 四九三

○福島県准看護師試験を実施する件 四九三

○福島県選挙管理委員会 四九四

○不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件 四九四

○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 四九四

## 告示

### 福島県告示第六百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年十月二十一日から平成二十七年二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
かねとビル 福島県郡山市桑野四丁目三番地の四ほか  
福島県知事 佐藤雄平

### 二 変更した事項

1 大規模小売店舗の所在地

（変更前）福島県郡山市桑野四丁目三番四号

（変更後）福島県郡山市桑野四丁目三番地の四ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）有限会社かねと

代表取締役 国分 甲子郎

（変更後）

有限会社かねと

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十六年十月七日

2 平成十六年十二月二十二日

3 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十六年十月八日

五 届出をした者

有限会社かねと

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年十月二十一日から平成二十七年二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
かねとビル 福島県郡山市桑野四丁目三番地の四ほか  
福島県知事 佐藤雄平

二 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の位置

（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日



平成二十六年十月二十二日  
届出年月日  
平成二十六年十月八日  
届出をした者  
五 有限会社かねと

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業経沢地区に係る換地計画において、換地を定めない土地として指定した。

平成二十六年十月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

土地の表示

会津若松市湊町大字平潟字中谷地五番地  
同 市湊町大字平潟字中谷地八番地  
同 市湊町大字平潟字大経沢三番地  
同 市湊町大字平潟字大経沢九番地  
同 市湊町大字平潟字大経沢十番地

（農地管理課）

福島県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名		区 間		変更前後 の変更後		敷地の幅員 （メートル）		延長 （メートル）	
県道会津 高田上三 寄線	大沼郡会津美里町穂馬 字天国甲一〇二七番一 地先から 同 郡同 町穂馬 字下川原乙五三九番三	変更前		一一・〇〇	八九六・〇	変更後		一一・〇〇	八九六・〇
		変更後		二五・〇〇		変更後		二五・〇〇	

地先まで

（道路計画課）

福島県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津高田上三寄線	大沼郡会津美里町穂馬字天国甲一〇二七番一地先から 同 郡同 町穂馬字下川原乙五三九番三地先まで	平成二六年一〇月二二日

（道路計画課）

公 告

公告第二百九十七号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十六年年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 試験期日  
平成二十七年二月九日（月）午後一時開始
- 試験場所  
郡山市熱海町熱海二丁目一四八番地の二 郡山ユラックス熱海多目的ホール
- 提出書類  
1 受験願書  
2 写真  
出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙に貼り付けること。  
3 受験資格を証する書類



施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	閉鎖 年 月 日
-------------------	------------------------	-------------------

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第七十三号  
福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条  
第四項（第八十条、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百一十一条第一項又は第百十二  
条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のでき  
る施設を閉鎖した旨の届出があった。  
平成二十六年十月二十一日

福島県選挙管理委員会

- （一）保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。）第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。
- （二）受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書を代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が平成二十七年三月十日午後五時までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず、当該試験は無効とする。
- 四 受験手数料  
六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと。）。
- 五 受験願書の受付期間  
平成二十六年十二月一日から同月三日までに郵送（書留郵便）又は持参のこと（郵送の場合は、平成二十六年十二月三日までの通信日付印のあるものは有効とする。）。
- 六 受験願書の提出先  
福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課感染・看護室  
福島市杉妻町二番十六号（郵便番号九六〇一八六七〇）  
電話 〇二四一五二一七二二二（直通）
- 七 その他  
1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。
- 2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課感染・看護室に問い合わせること。
- （地域医療課感染・看護室）

田口病院  
白河市郭内二一番地  
平成二五年一〇月三二日

福島県選挙管理委員会告示第七十四号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条  
第四項（第八十条、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百一十一条第一項又は第百十二  
条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のでき  
る施設の名称を変更した旨の届出があった。  
平成二十六年十月二十一日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
医療法人秀公会あづま脳 神経外科病院	社会医療法人秀公会あづ ま脳神経外科病院	平成三年四月一日
医療法人秀公会介護老人 保健施設ケアフォーラム あづま	社会医療法人秀公会介護 老人保健施設ケアフォー ラムあづま	平成三年四月一日
財団法人桜ヶ丘病院	一般財団法人桜ヶ丘病院	平成二六年四月一日